

令和8年度

徳島文理小学校

いじめ防止基本方針

(改訂版)

しない、許さない、
支え合いでつくれる
いじめゼロの学校を
笑顔いっぱい为学校

令和8年4月1日

徳島文理小学校 いじめ防止基本方針（R8年度当初版）

令和8年4月1日

1 はじめに

いじめ防止対策推進法において、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条第1項）と定義されている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるという認識のもと、国をあげて、取り組んでいかねばならない重要な課題であることは言うまでもない。国・県・市等の法整備、各種の通知・ガイドラインを示しているが、依然として増加傾向にある。徳島県の調査結果においても、前年度で過去最多となっている。とりわけ、小学校段階のいじめが大きく増えている。また、「重大事態」の発生も増えている。

そのような中、本校においても、同様に問題が深刻化・多様化していると捉えている。そこで、これまでの「いじめ防止基本方針」を全面改訂し、全く新たに策定した。その際、弁護士・生徒指導研究者・警察OBの専門家の提言を受け、改訂作業に取り組んだ。

ついでには、この基本方針は、策定して終わりではなく、全教職員が基本方針の趣旨・内容・具体的手だてを共通理解し、日々の具体的な指導・支援に生かして、いじめ問題を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応に結び付けていきたい。さらには、この基本方針は、より実効性のあるものへと常に見直し、改訂していきたい。

その際、令和7年3月6日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から6初児生第20号「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」通知されたことも踏まえて、いじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応の徹底や重大事態の発生を防ぐための中核的な取り組みについて、ポイントを絞って、この改訂版に盛り込むこととした。

2 いじめについての基本的な考え方

いじめについては、「どの児童にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があることと捉える。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立つこと。

けんかやふざけ合い・ものかくしであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断していく必要がある。

3. いじめられている児童の立場に立った親身の対応・指導・支援を行うこと。

児童の悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて、鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、アンケート結果等により、いじめの件数が少ないと判断して問題なしとすることは早計である。

万一、いじめ事案があった場合は、いじめ被害を受けている児童の立場に立ち、親身に対

応することは言うまでもない。

4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。場合によっては、専門家・関係機関等との連携・協力を求める。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、関係機関等が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所等)との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

本校のいじめ防止のための基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめ防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県・学校法人本部・学校・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

4 校内体制

- ①学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、笑顔の絶えない指導をする。
- ②校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」（子ども支援推進チームが兼ねることとする）を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して対応する体制で臨む。
- ③「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急な場合などに必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ④いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員、及びスクールカウンセラー等が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に教務主任（集約担当）に報告し一両日に「特設いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ⑥いじめが発生した場合は、「特設いじめ等対策委員会」を設置し、その構成員は次の通りとする。校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・スクールカウンセラー・子ども。場合により、大学児童学科教員に依頼する。
- ⑦機動的で柔軟な対応ができるように、情報の集約担当を設ける。集約担当者は、主に教頭または生徒指導主任とする。

5 教職員一人一人の心構え

- ①教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮を含めた人権意識をもつ。
- ②教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ③いじめ認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ④児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ⑤児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ⑥いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ⑦いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ず管理職及びいじめ等対策委員会に報告する。
- ⑧いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ⑨暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ⑩いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめをうけた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ⑪月に1回は、児童との個別的な触れ合いを意図的に設け、重点的に挨拶をしたり、学級の全員が笑顔になれるような取り組み、（例えば休み時間にみんなと一緒に遊ぶなど）を行ったりすることで、笑顔の絶えない指導を行っていく。
- ⑫いじめ対策事例検討会では、具体的な事例について教職員がどのように接することができるのか、どのような対応をすることができるのかなど、具体的な支援策について検討したり、平時からどのようなことをするとみんな笑顔になれるような取り組みができるのか、教職員それぞれがもっているノウハウを共有することで、安心して学級・学校に来ることができるようにしていく。

6 平時における未然防止の取り組み

- ①学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるようにする。
- ②児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、学校設置者及び関係機関と協働して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ①児童が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに取り組む。
- ②児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ③学習課題に対して、児童一人一人が自分なりの考えをもてるような授業づくりを行っていく。児童が自分の考えを発表した際には、どのような考えであっても、その考えを尊重し、互いに認め合える授業づくりを行っていく。
例え、間違った考えを発表したとしても、その考えをどのように改善すればよかったのかをみんなで検討することで、どんな考えも学びに生かすことができる経験を積ませるようにする。

(2) キャリア教育の充実

- 自己理解・他者理解を通じて、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
本校の道徳並び何人権の全体・年間計画に基づき、臨機応変に授業化していく。

(4) 集団づくり

- ①社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ②一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
- ③単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ④代表委員会の取組において、人権週間等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題をして受け止める、そして、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

(5) 学校全体での取組・活動

- ①縦割り班活動を通して、学年を越えた人間関係作りをしていく。
- ②清掃活動を通して、お互いに協力し合うことの大切さを体感させていく。
- ③困った時、悩んでいる時に、助けてほしいというような援助要請の仕方をしどうすることについて

ても、具体的な指導方法を検討していき、早く援助要請ができるように配慮する。

(6) 教育相談

- ①気軽に相談できる存在があることを知らせるために、スクールカウンセラーとの交流を実施する。
- ②学期に1回は、いじめや嫌がらせの有無、いじめや嫌がらせを受けている友達がいるかを調査するアンケートを実施することで、いじめの早期発見、早期解決につなげられるようにする。
それに併せて、学校評価用の自己評価も含めて、生活全般にかかわるアンケート調査を行い、相互補完して、児童理解ができるようにして、それを利活用するようにする。
さらに、アンケート方法について、回収の際に、児童に集めさせるのではなく教師が直接個々に集める形とするとともに、担任だけでなく相学級担任も確認するダブルチェックとする。
- ③保護者・児童からの要望に応じて、スクールカウンセラーの相談につなげる。
- ④学級担任は、できるだけ個々の児童との触れ合いをつくり、心の状態を探るように配慮する。
- ⑤教育相談で得られた情報は資料にまとめ、学年、低中高学年部会、生徒指導主任、教頭、校長などに必ず見せ、内容を共有するようにする。特に重大な事案だと判断したものについては、即時に全職員に周知し、各関係機関とも連携を図りながら対応する。

7 早期発見の取り組み

学級・学年、諸活動など、学校生活すべての場において、児童をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、日々の日記の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。
- 教員が児童を見ていく際は、先入観をもたず、公平性を確保して、行うことが重要である。一人一人の児童を見ていて、変化やおかしいなど感じた際は、適切に声掛けをしていく。場合によっては、他の教員や保護者に尋ねてみることも有効である。

(2) 定期的なアンケート調査

- 学期に各一回実施するいじめに特化したアンケート及び生活アンケート、担任による児童観察での心の健康状態を知る機会等により、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。
なお、実施したアンケートについては、卒業するまで適切に保存する。
- アンケートのさせ方について、「後ろから集めてきてください」という方法はさける。あくまでも、他の児童が見えないように配慮する。

(4) 緊急的なアンケート調査

- いじめ事案が生じた時には、事実関係を把握する必要があり、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。具体的な対応の基礎資料とする。
- アンケート調査により、分かることは限定的であることを踏まえておく。

(5) 授業時間はもちろんのこと、休み時間・掃除時間・給食時間等、できるだけ見回りをしたり、学生による学習支援員等の活用を図り、大人の目を増やすように努める。

(6) 教育相談

- ①いじめの被害者は「全力で守る」という学校・職員間の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ②転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ③アンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、教育相談期間を設ける。

④児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も行う。また、多様な相談窓口を、設置或いは紹介する。

(7) 保護者との連携

○保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になる点があれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。

(8) 相談機関紹介カード等の配布

①年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。

②毎日利用するカバン等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(9) SNS相談

○相談する先が24時間365日あることを小学4年生～小学6年生の児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

8 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

①特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、情報の共有化ができるように、時系列で「5W1Hカード」を用い、記録を残すとともに、その後の対応に生かす。

②教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学園本部・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、迅速に関係機関との連携を図る。

③児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけ、複数で一人を困らせている状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。

②児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

③いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに子ども支援推進チーム＝「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。

④「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。特に、何が起きているのか、5W1Hで事実を整理し、記録を時系列で整理する。

⑤以下のような「重大事態」については、速やかに学園本部に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

○「生命、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

・児童が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

・30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

※「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった時（人間関係が原因で心身の異常や変化訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）状況に応じて、所轄の警察署・児童相談所・大学臨床心理相談室など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

①「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘

密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。

- ②上記の対応によっても、いじめを受けた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ③当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要望・意見などを聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聞き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
- ④学校は、いじめを受けた児童、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ⑤保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ⑥状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ⑧犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、学園本部会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ①いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、学園本部との相談の上、他に危険があると考えられる場合は出席停止や、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働きかけ

- ①傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③いじめの解決とは、謝罪のみで終わらせるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ④全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、学園本部に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③警察、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ④パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどにつ

いては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。

- ⑤保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

9 その他

(1) 「いじめ防止基本方針」について

- ①当然のこととして、この方針については、全教職員が共通理解するとともに、常に活用しいじめ問題の未然防止、早期発見と早期対応に結びつける。
- ②年度当初はもちろんのこと、適時に再確認の場を設け、年度末には見直しを図る。
- ③この方針は、保護者にも理解していただくため、ホームページに位置付ける。

(2) 普段からの取組に加えて

- ①ルールを大切にすることを育てる。

今、自の前に起きている問題を解決するためにはどのようなルールが必要かを児童自身が考え、話し合いによって決められたルールに自ら従う態度を身に付けることは、自分勝手な行動を意識的に抑制したり、自分の所属する集団に積極的にかかわっていくという面から、いじめの防止や予防に生きてくると考える。

- ②その都度、何気ない冷やかしか悪ふざけを見過ごさず解決していく。

学校生活の中で、一見何気ない冷やかしか悪ふざけが見られることがある。単なるふざけと受け止め見過ごしていると、他の子どもも同調した行為をとるようになり、気付かないうちに、特定の子どもが継続的に冷やかしか悪ふざけの対象になり、いじめに発展していくということもあることから、そのようなことがあれば、その都度、見過ごすことなく、解決していく。

- ③いじめ防止のためのチェックシートを活用する。

教職員も、保護者も意外に見られていないこともある。そこで、保護者用のチェックシートと教師用のチェックシートを活用して、その項目に俯瞰して見直してみるという作業をすることにより、気づきがあるのではないかと考え、適時に実施していく。このことは、改訂された基本方針にも位置付けている。

(3) 報告・連絡・相談を確実に

- ①5W1Hで時系列で行う。
- ②記録に残すためにも、データ化していく。
- ③共通理解する基になる資料なので、正確さが第一とする。

(4) 支援要請についての指導を検討して

- ①児童には、SOSの出し方について
- ②教職員には、SOSの受け止めについて
- ③そのSOSをどのように指導にいかすか

いじめ防止対策のための年間計画

	学校としての防止対策の取り組み	児童への教育活動・調査等取り組み	備考
4月	基本方針の共通理解、指導体制確認、校内研修、指導記録の引継ぎ担任と専科との共通理解、年度初めのいじめ等対策委員会開催 参観授業後の学年懇談会 スクールカウンセラーの開始	・学級びらき・人間関係づくり ・学級のルールづくり ・始業式・対面式を通して ・あいさつ運動 ・行事（春の遠足）を通して ・中学年の非行防止教室	年度当初の職員会で徹底
5月	家庭訪問 保護者向けチェックリスト配布 児童生活アンケート実施と分析	・行事（6年修学旅行）を通して ・縦割り班の編成・顔合わせ ・縦割り班によるボランティア清掃 ・高学年のケータイ安全教室	
6月	いじめ等対策委員会開催 いじめに特化した児童調査	・いじめ問題の特設授業	学期末に確認
7月	個人懇談	・縦割り班による七夕集会 ・行事（4年宿泊学習）を通して	
8月	1学期取り組み評価改善 校内研修（基本方針の再確認）		
9月	保護者向けチェックリスト配布	・行事（運動会）を通して	
10月	児童生活アンケート実施と分析	・行事（5年奈良旅行）を通して ・行事（秋の遠足）を通して	
11月	いじめ等対策委員会開催 いじめに特化した児童調査	・人権についての特設授業 ・縦割り班によるボランティア清掃	学期末に確認
12月	個人懇談	・お楽しみ会の開催を通して	
1月	保護者アンケート実施と分析 児童生活アンケート実施と分析 参観授業後の学年懇談会	・一味会の練習を通して	アンケート結果による状況再把握
2月	各種調査結果の検証と問題点整理 いじめ等対策委員会開催 いじめに特化した児童調査	・行事（一味会）を通して ・行事（6年お別れ遠足）を通して	学期末に確認
3月	年度の取組評価と改善策策定 基本方針の見直し・修正 小中及び幼小連絡協議会	・行事（6年生を送る会）を通して ・1年間を振り返って ・学校間の情報交換を通して	次年度に引き継ぐ会

学校組織として いじめ問題等の諸問題への対応にあたり 重大な事態に至らないようにしていくための手立てについて

学校においては、いじめ問題をはじめとして様々な問題が発生する。それを担任が抱え込むのではなく、組織として対応に取り組んでいき、よりよい解決に向けていく取り組みが大切である。そのためには、まず、組織員が、共通理解しておくことが不可欠となる。

については、「情報」がキーとなる。対応が的確かつ迅速に、しかも、情報共有されて取り組んでいかねばならない。また、その情報は、正確性と公平性を担保しなくてはならないことは言うまでもない。

さらには、「報告・連絡・相談」の徹底、「事実の把握と記録化」も大切となる。

報告・連絡・相談

- 生徒指導上の諸問題
交通・校内事故（加害も被害も）等
事実が発生
↓
 - その場で制止・指導・安全確保・応急手当
真摯に傾聴 事実の把握
↓
 - 状況報告を口頭で報告
場合によっては、救急車要請
保護者連絡、警察等通報
(虐待は子ども女性センター)
↓
 - 状況報告（5W1H）を提出
 - ・共有フォルダ 日々連絡事項
生徒指導 にファイル
 - ・各自書き込めるように配布
 ↓
 - 詳細については、
聴き取り・処置等が終わった段階で
整理して、時系列でまとめる
- ※状況報告や時系列でまとめたものは、
管理職に提出するとともに、共有フォルダ
に保存（念のために各自も保存）
- ※情報管理等については、教頭が中心に
対外的な窓口は、校長が中心に

事実の記録化

- 状況報告・事実を整理したもの等については、必ず、共有フォルダに保存
↓
- その後の状況及び対応等についても
その保存ファイルに追加していく

情報の共有化 対応策の検討

- できるだけ早期に、全教職員が共通理解
↓
- 組織的に、対応策の検討
 - ・子どもについて 子ども支援推進チーム
 - ・運営等について 教務運営推進チーム
 - ・ICTについて ICT推進チーム
 ※場合によって、特別な組織、学年等で

組織的対応の実施 再発防止等も実施

状況報告（5W1H+対応）

※手書きした場合はPDFにして

共有フォルダー日々連絡事項－報告事項に

校長		教頭	
----	--	----	--

報告内容	いじめ 児童間暴力 事故 クレーム その他（ ）		
報告日	年 月 日（ ）	報告者	
1 いつ When			
2 どこで Where			
3 だれが Who			
4 何を What			
5 なぜ Why			
6 どのよ うに How			
7 対応は			